

発行 福生市
〒197-8501 東京都福生市本町5
編集 総務部秘書広報課
市役所の代表電話番号
☎ 042-551-1511



平成10年(1998年)

6月1日
No. 520

市の木 もくせい
市の花 つつじ
市の鳥 シジュウカラ



毎年、福生七夕まつりを華やかに彩る福生民踊パレード。あなたのグループも参加してみませんか。

日時 8月7日(金)午後5時から

場所 銀座通りから中央通り、栄通りの間、約2キロ

申込み 所定の申込書(実行委員会にあります)に必要事項を記入のうえ、7月3日(金)までに福生七夕まつり実行委員会へ。

8月6日~9日 第48回福生七夕まつり 市民の参加で作りあげる市民のまつり



日時 8月8日(土)・9日(日)
午後1時~9時(時間につい
ては変更することがあります)

場所 栄通りあさひ銀行からト
ヨタオート多摩の間500

※なお、申込多数の場合は抽選
となります。

ミス七夕コンテスト参加者募集中

第21回を迎えるミス七夕コン
テスト。今年の栄冠は、どなた
の頭上に輝くのでしょうか。市
民の方も市外の方も参加できます。
お気軽にご参加ください。

参加資格 満18歳以上の未婚の
女性で多摩地域にお住まいの方

審査方法 審査員によりミス七
夕、準ミス七夕を選びます。
なお、服装は自由で、水着審査
は行いません。

賞 ミス七夕、準ミス七夕に選
ばれた方には七夕まつり実行
委員会会長賞のほか、スポン
サーから多数の商品が贈られ
ます。また、出場者全員にも
賞品が贈られます。

申込み 出場希望者、または推
せん者は所定の申込書(実行
委員会にあります)に必要事
項を記入し、福生七夕まつり
実行委員会へ。



申込み・問合せ
福生七夕まつり
実行委員会
☎ 197-8501
福生市本町5
市役所経済課内
内線322

福生七夕まつり 市民模擬店の参加者を 募集します

七夕の恒例行事になつた市民
の皆さんの手作り模擬店、今年
も昨年同様栄通りで実施します。
その名も「ギャラクシースト
リート」。銀河のごとく市民の力
が光り輝きほとばしります。

さて今年はどんなお店が出で
くるのか。皆さん之力と奇抜な
アイデアで七夕に新しいウェー
ブをまき起こして下さい。

なお、テント、机、照明の用
意、保健所や警察署への届けは
実行委員会で行います。



費用 2,000円
(道路使用申請料)
出店資格 町会や自治会、社会教育団体、PTA、子供会などの市民団体や市内の事業所の有志の方。
なお個人の出店や営利目的の方の出店はできません。

申込み 所定の申込書(実行委員会にあります)に必要事項を記入のうえ、代表者の住民票(本籍付き)または外国人登録済証明書を添え7

募集店数 140店

の市民団体や市内の事業所の有志の方。
なお個人の出店や営利目的の方の出店はできません。

人権シンポジウム

「考え方 あなたの人权 私の人权」

～高齢者と子どもの人权を守ろう～

人権擁護委員制度及び世界人
権宣言50周年を迎え、改めて地
域社会や家庭・学校などさまざま
な場面において、人権尊重の精
神、特に思いやりの心と命の大
切さを育む幅広い人権思想の普
及・高揚を願い、人権シンポジウ
ムを開きます。

日時 6月6日(土) 午後1時
30分~4時30分

※なお、保育室の利用をご希望
の方は、事前に東京法務局八王
子支局にお申し込みください。

主催 三多摩人権擁護委員協議
会・東京法務局八王子支局
後援 福生市・福生市教育委員会

※当日は、手話通訳及び保育室
の用意があります。

場所 福生市民会館小ホール

子支局(☎ 0426・22・
9251)へ。



初夏の訪れを告げる恒例のホタル祭りが今年も開催されます。メイン会場となるホタル公園や玉川上水の青梅橋付近には、ホタルが放される予定です。優雅なホタルの舞を見ながら、夕暮れの一时を過ごされてみてはいかがでしょうか。

期日 6月13日(土)

※雨天の場合は14日(日)に順延。

場所 ほたる公園及び玉川上水青梅橋付近

問合せ 串田(☎ 552・4106)へ。

商工業実態基本調査に ご協力ください

6月30日を調査日として、商工業実態基本調査
が実施されます。

この調査は、統計法に基づいて通産省が、日本の中小企業の多様な活動の実態を総合的に把握し、今後の中小商工業施策の基礎資料を得るために行うものです。

全国の無作為抽出法により選ばれた約30万企業が指定されます。

6月下旬頃に調査員が指定された企業にうかがい、調査票の記入をお願いしますので、御協力をよろしくお願いします。

調査結果は商工業施策の資料となり、統計作成の目的以外には、一切使用されませんのでご協力をよろしくお願いします。

問合せ 総務部庶務課庶務係(内線252)へ。

国民健康保険だより

平成10年度の

納税通知書は

8月の初めに

送付します

国民健康保険は皆さんの助け合いで運営されています。

医療費の節減と保険税の納期内納付にご協力ください。

問合せ 保険年金課保険税係（内線314）へ。

70歳未満の方へ・・・

退職者医療制度

- ②お医者さんにかかるとき
退職被保険者証を提出し、一部負担金を窓口に支払います。
本人（退職被保険者）外来2割、入院2割

年金（厚生、共済年金など）を受けている方とその家族は、国

に国民健康保険証、年金証書を

- ③退職被保険者となる日
年金の受給権が発生した日が退職被保険者になる日です。年金証書を受け取つたら14日以内に国民健康保険証、年金証書を

長い間勤めた会社を退職し、受けている方とその家族は、国

- の第2号被保険者となりますので、届け出をお願いします。

国民年金だより

加入の手続きは
おすすめですか？

「国民年金加入届出書」は、早い

今年5月に国民年金に加入されていない20歳から60歳未満までの方に「国民年金加入届出書」をお送りしました。

私は、現在厚生年金のある会社に勤めていますので、この届出書は送らなくてもいいのですが、厚生年金は国民年金の中

- 受給できません。
受給権を確保するためにも時期に必ずご回答ください。

長い間勤めた会社を退職し、受けている方とその家族は、国

- の加入年数を含む）納めないと受給できません。

●市・都民税（第1期）の納期が特別減税の実施に伴い、今年度は6月から7月になります。

なお、納税通知書は6月中旬に発送します。

▽納め忘れはありませんか△

納期内納税にご協力を！

固定資産税・都市計画税（1期分）、軽自動車税（全期）
問合せ 税務課収納係（内線237～239）へ。

民健康保険に加入して退職者医療制度で医療を受けることになります。
・老人保健に該当していない方は40歳以後10年以上掛けたは40歳以後10年以上掛けた方で現在年金を受給している方

①対象となる方
・民健康保険の加入者。
・厚生年金などを20年以上、または40歳以後10年以上掛けた方で現在年金を受給している方

問合せ 保険年金課給付係（内線312）へ。

もって給付係の窓口に届け出してください。また、保険税は、一般の民健康保険の被保険者と同じ保険税率で計算され、世帯単位に賦課されます。

問合せ 生活福祉課庶務係（内線352）へ。

もって給付係の窓口に届け出してください。また、保険税は、一般の民健康保険の被保険者と同じ保険税率で計算され、世帯単位に賦課されます。

問合せ 生活福祉課庶務係（内線352）へ。

老人保健法による
入院時の一時負担金が減額されます手話通訳の
奉仕員」を募集「介護講座」の
夜間コースを開設します

申込み・問合せ 午前9時～午後5時までの間に、社会福祉協議会内福生ボランティアセンター（内線552・2121）へ。

日曜日は除く）へ。

厚生省主催による、平成10年度慰靈巡拝（墓参）は、旧ソ連、中国、琉球島が予定されています。
問合せ 生活福祉課庶務係（内線352）へ。

厚生省主催による、平成10年度慰靈巡拝（墓参）は、旧ソ連、中国、琉球島が予定されています。
問合せ 生活福祉課庶務係（内線352）へ。

ご利用ください
カセットテープの
音訳サービス

社会福祉協議会発行の「福祉だより」「ボランティア広報はほえみ」を目の不自由な方や身体の障害のために自分で読むのが大変な方もご利用いただ

申込み・問合せ 午前9時～午後5時までの間に、社会福祉協議会内福生ボランティアセンター（内線552・2121）へ。

セントラル「福祉センター内（内線552・2121）（土曜日）」（土曜日）

日曜日は除く）へ。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。